

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーと良好な関係を築くためにも、堅実な成長を続けていくことを重要課題としております。そのため、経営判断を迅速にし、経営の透明性を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー（情報開示）」及び「リスクマネジメント」の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸山 治昭	1,971,900	24.80
公益財団法人ASJ財団	1,192,700	15.00
株式会社SBI証券	224,813	2.82
株式会社三井住友銀行	136,300	1.71
田村 公一	118,800	1.49
株式会社埼玉りそな銀行	113,600	1.42
青木 邦哲	111,600	1.40
ASJ従業員持株会	109,700	1.37
楽天証券株式会社	100,200	1.26
堀 正明	95,500	1.20

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

3月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安永 嵩	税理士											
石井裕二	税理士											
奥脇貞美	税理士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)				
氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安永 嵩	○	○	----	税理士として会社税務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。 また一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員としての的確であると判断しております。
石井裕二	○	○	----	税理士として会社税務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。
奥脇貞美	○	○	----	税理士として会社税務・法務に精通しており、当社の経営の監督ならびに監査に活かして頂くとともに、当社の業務執行への助言や牽制が期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
当社は、監査等委員が常勤していること及び、監査等委員会からその職務に補助すべき使用人が必要となった場合の定めがあることから、現在は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
当社の監査の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換会を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性	

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は委員の過半数が社外取締役で構成され、委員長も独立社外取締役としております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の会社の規模においては、特段インセンティブの付与を実施する必要が無いと判断したため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の内訳は、取締役報酬額の総額を表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

[基本方針]

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、グループ経営に対する責任度合い及び貢献度合い等を総合的に考慮し、適正な水準とすることを基本方針としております。

[基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針]

・当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

[取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項]

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が個人別の報酬等について起案し、本案を指名・報酬委員会において協議し、その答申内容を踏まえ、取締役会決議により決定しております。

・監査等委員である取締役の報酬等の額については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成されており、業務の分担等を勘案し、指名・報酬委員会において協議し、その答申内容を踏まえて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役につきましては、常勤監査等委員より必要な情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレートガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

当社の取締役は、定款で員数を12名以内と定めており、本書提出日における員数は11名（監査等委員4名含む）であり、うち監査等委員3名は社外取締役です。

☐ 取締役会

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の職務執行状況を監督しております。また、原則として月1回の開催とし、必要に応じて随時取締役会を開催しております。

☐ 監査等委員会

常勤監査等委員1名、監査等委員（社外取締役）3名をもって構成し、取締役会その他の重要な会議に出席し、職務執行の適法性についてのチェック及び財産の状況調査を行う等、監査体制の充実を図っております。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に従い、監査方針及び年間の監査計画等を決定しております。

☐ 任意の指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は委員の4分の3が社外取締役で構成され、委員長も独立社外取締役としております。

☐ 任意の関連当事者取引検証委員会

当社グループでは、グループ間取引を含む、当社の役員や主要株主等（関連当事者）との取引を行う場合において、取引の合理性（事業上の必要性等）及び条件の妥当性（関連当事者以外の取引先との取引条件の同等性等）について審議及び取締役会にて答申を行う取締役会の任意の諮問機関として、関連当事者取引検証委員会を設置しております。関連当事者取引検証委員会は、委員の全てを独立社外取締役で構成され、委員長も独立社外取締役としております。

☐ 内部監査の実施

当社は、内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、年間内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、内部監査実施結果は代表取締役社長に報告し、必要に応じて監査等委員会に報告しております。

☐ 会計監査人

ゼロス有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、会計監査及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けております。

☐ 顧問弁護士

当社はコンプライアンス体制を強化する観点から2名の弁護士と顧問契約を締結しております。顧問弁護士は、当社の経営活動の合法性確認及び法律問題の発生時や経営上、法律に基づいた判断が必要となった際の確認・指導を随時行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わるることにより取締役会の監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、定款の定めにより取締役会の決議において重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができることから、迅速かつ的確な経営及び執行が可能となると判断し、現状の体制を採用しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ウェブサイト(https://www.asj.jp/)において、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト (https://www.asj.ad.jp/) において、掲載をしております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト (https://www.asj.ad.jp/) において、各種開示資料の掲載を行っております。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	情報開示責任者として、IR室長仁井健友が担当役員を務めております。 また、IR担当部署として、IR室を設置し、IR専従者を置いて投資家様向けの対応等を行っております。IRに関する事務連絡責任者として、取締役IR室長の仁井健友が担当役員を務めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「ASJ行動基準」を策定しており、当社ウェブサイトにおいて開示しております。 https://www.asj.ad.jp/aboutus/compliance.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社におけるサステナビリティに関する活動について、当社ウェブサイトにおいて開示しております。 https://www.asj.ad.jp/SDGs/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「ディスクロージャーポリシー」を策定しており、当社ウェブサイトにおいて開示しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、「ASJ行動基準」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指す。
内部監査に関する業務については、内部監査室を担当部署とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用するものとする。
なお、当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応する。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書取扱規程」において定める。
責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管する。
また、子会社についても「関係会社管理規程」により、当社の取締役会の承認を得るべきもの、当社の管理部署に報告すべき事項を定める。
- 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、社内規程を整備し、取締役の管理のもと

各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し最小限に留めるよう努める。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行う。
取締役会の決定に基づく職務執行については、組織規程、職務権限基準表その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定める。
業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、これを基礎として、子会社各社で諸規程を定めるとともに、子会社の取締役、監査役及び使用人と意思疎通を図ることで、企業集団における情報の共有と職務執行の適正を確保する。
6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。
また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員に報告するための体制
監査等委員は、当社および子会社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとする。
重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査等委員に、子会社の取締役は監査役に速やかに報告する。また子会社の監査役は、監査等委員に対して子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する。
内部通報窓口担当者は、当社及び子会社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査等委員会へ報告する。
8. 前記7.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。
10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、内部監査室との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行する。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めるものとする。

☐ 内部統制システムの整備状況

当社では、前述の基本方針のもと、内部統制に関する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

☐ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で対応する方針であります。

☐ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、前述の方針のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「AS」行動規範」を制定し、反社会的勢力との断絶を明記することを定め、反社会的勢力との関係断絶を徹底しております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が生じた場合の担当部署を定め、組織的対応を行うとともに、警察庁・警視庁、弁護士に対して相談・支援要請等を行うものとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に対する基本方針

当社は、株主及び投資家の適時に正確かつ公平な情報を提供するため、適時開示等規則その他の関連諸法令及び諸規則に沿って適時開示を行っております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、特定の株主及び

投資家に情報が集中しないように公平な開示を行い、株主及び投資家にとって有用な情報の提供を行うことが適時開示の基本方針としております。

2. 開示担当組織の整備

当社は、情報開示担当部署をIR室としており、情報開示担当者を代表取締役、情報開示責任者及びIR担当者としております。情報開示担当者以外の者がIR活動の一環として、市場関係者とコンタクトする際には必ずIR担当者が同席致します。また、情報開示担当者以外の役員及び従業員がIR情報の提供を行うことはいたしません。

情報開示担当者の教育につきましては、東京証券取引所等外部研修及びその他財務・経理の研修等を受講し、適切な人材を配置することといたします。

3. 適時開示手続の整備

当社は、適時開示の必要性について、IR室に所属する役員及び従業員が適時開示等規則等に照らし合わせ検討し、タイムリーな開示が行えるよう、情報開示責任者が確認の上、開示を行います。また、取締役会等の決議によって、開示を行う場合は、取締役会決議後、迅速に開示いたします。

4. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

当社は、適時開示が適切に実施されているかについて、年1回内部監査室の内部監査及び必要に応じて適宜、監査等委員会による開示状況の監査を行うことによって、適切な適時開示体制が継続して構築されているかについて監査いたします。

